

総社市教育委員会告示第13号

総社市第3子以降保育料無料化事業実施要綱（平成28年総社市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童 保育所等を利用する法第20条第4項の<u>教育・保育給付認定子ども</u>のうち、法第19条第1項第2号及び第3号に該当する子どもをいう。</p> <p>(3) <u>保護者</u> 法第20条第4項の<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(4) 第3子以降の児童 <u>保護者</u>に係る、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2の特定被監護者等が3人以上いる場合の3人目以降の者であると教育委員会が認める児童をいう。</p> <p>(5) 保育料 教育委員会が法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号、第3号及び第4号並びに附則第6条第4項の規定によりその額を定め、保育所等を利用する児童の<u>保護者</u>から徴収する利用料をいう。</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 保育料の無料化を受けようとする<u>保護者</u>（以下「申請者」という。）は、毎年度教育委員会へ申請書を提出しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童 保育所等を利用する法第20条第4項の<u>支給認定子ども</u>のうち、法第19条第1項第2号及び第3号に該当する子どもをいう。</p> <p>(3) <u>保護者等</u> <u>保護者</u>（法第20条第4項の<u>支給認定保護者</u>をいう。）又は<u>保護者以外の扶養義務者</u>をいう。</p> <p>(4) 第3子以降の児童 <u>保護者等</u>に係る、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2の特定被監護者等が3人以上いる場合の3人目以降の者であると教育委員会が認める児童をいう。</p> <p>(5) 保育料 教育委員会が法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号、第3号及び第4号並びに附則第6条第4項の規定によりその額を定め、保育所等を利用する児童の<u>保護者等</u>から徴収する利用料をいう。</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 保育料の無料化を受けようとする<u>保護者等</u>（以下「申請者」という。）は、毎年度教育委員会へ申請書を提出しなければならない。</p>

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。